

論点② 経営基盤の強化・負担軽減

対応案

（キャンセル時などの送迎減算の緩和）

- 例えば、利用者の居宅まで迎えに行った際に発生するような「突発的な送迎のキャンセル」について、例外的な取扱いとして、送迎減算の対象から外すことを検討してはどうか。

※ 通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（共同送迎の推進）

- 地域における送迎の効率性を高める観点から、他法人や他事業所と連携して行う共同送迎の取扱いをより明確にするとともに、利用者の生活を支える機能の向上や地域共生の観点から、これまでの共同送迎と同様に雇用契約や業務委託契約などによる責任の明確化が図られることを前提とする中で、通所系サービスにおいて送迎を実施したと認められる同乗の範囲を、現状認められている他介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に加え、児童の通園・通学、地域の買い物支援などとの同乗も拡充することを検討してはどうか。

※ 通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（延長加算の見直し）

- 算定率の低い、延長加算ニ（12時間以上13時間未満の場合）・ホ（13時間以上14時間未満の場合）については、利用者のわかりやすさという観点や事業者の事務負担軽減の観点から廃止してはどうか。

※ 通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（中重度者ケア体制加算の見直し）

- 地域密着型通所介護の中重度者ケア体制加算について、小規模事業所の経営や人材確保の観点から、算定要件の見直しについて検討してはどうか。

論点② 経営基盤の強化・負担軽減

論点②

(延長加算の見直し)

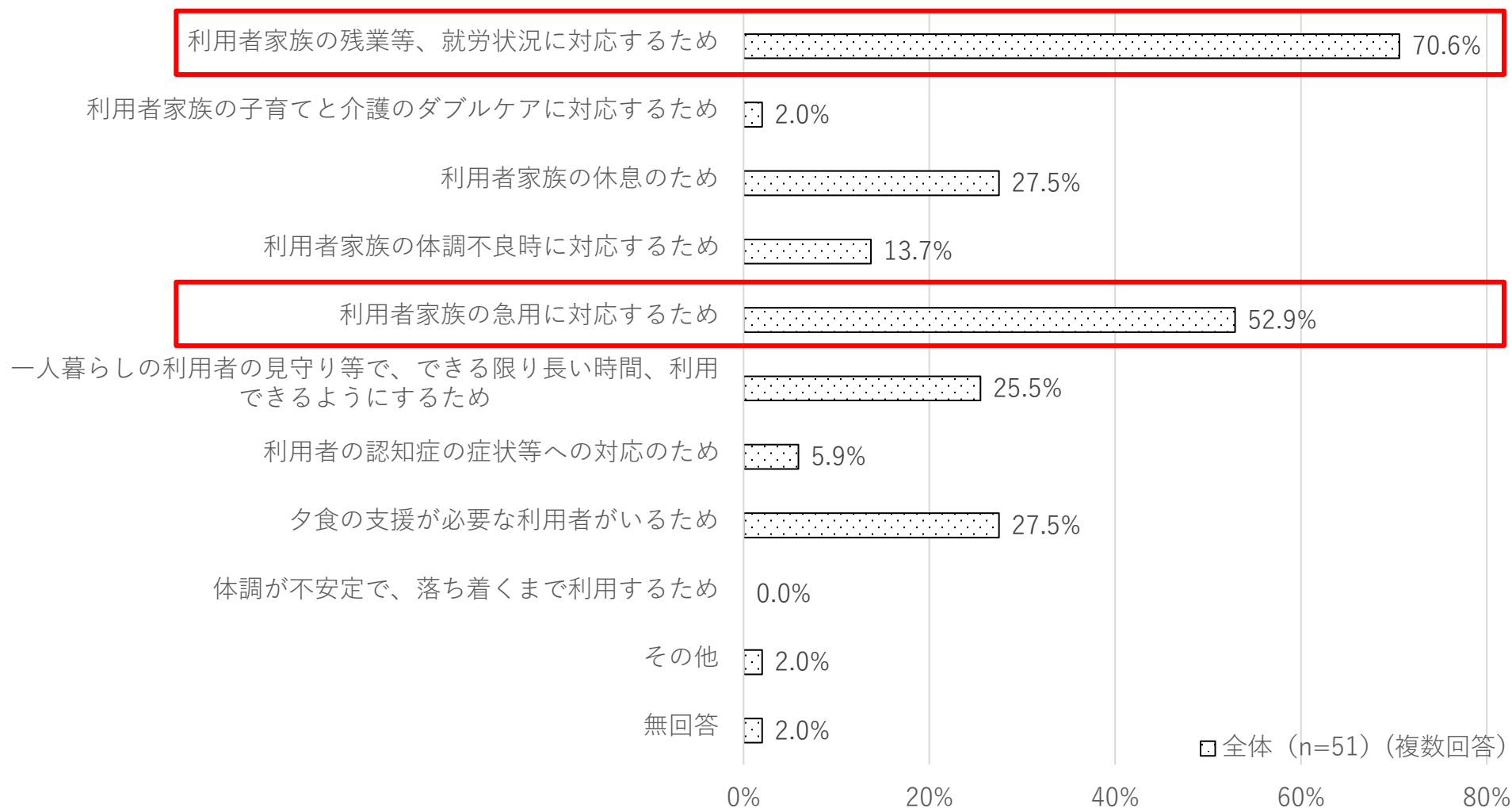
- 延長加算は家族介護者の負担軽減を図るため、通常の利用時間（9時間未満）を超えてサービス提供する事業者への評価を行うものである。
- 延長加算 二（12時間以上13時間未満の場合）の算定率は事業所ベースで通所介護は0.0%、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護0.1%であり、延長加算 ホ（13時間以上14時間未満の場合）の算定率は、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護で0.0%である。
- 延長加算を算定しない理由としては、「突発的なやむを得ない理由の場合、延長加算を算定せずに柔軟に対応しているため」と回答した事業所の割合が最も多かった。
- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率の低い延長加算二・ホについてどのように考えるか。

(中重度者ケア体制加算の見直し)

- 通所介護及び地域密着型通所介護の1事業所あたり利用者数は、通所介護は50.5人、地域密着型通所介護は24.6人であり、要介護3～5の利用者が全体に占める割合は、地域密着型通所介護と通所介護でそれぞれ約3割である。
- 中重度者ケア体制加算については、配置基準に規定する員数に加えて、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上配置しなければならないこととしている。
- 通所介護及び地域密着型通所介護においては、平均利用者数に倍程度の差があるが、中重度者ケア体制加算の配置要件については同等の数を求めていることや、加算単位数は同額であることから、職員の配置にかかるコストは変わらないものの、経営の圧迫につながっている状況にある。
- 上記を踏まえ、地域密着型通所介護の中重度者の受け入れによる経営負担や人材確保の観点から、どのような対応が考えられるか。

延長加算を算定している理由

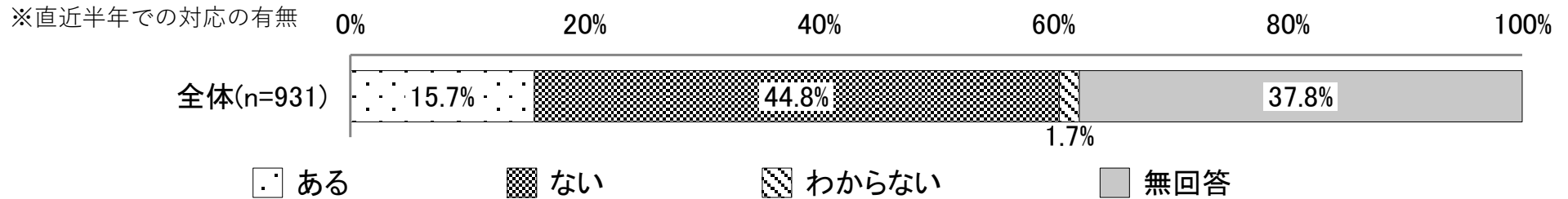
- 延長加算を算定している理由として多いのは、「利用者家族の残業等、就労状況に対応するため」（70.6%）、「利用者家族の急用に対応するため」（52.9%）であった。



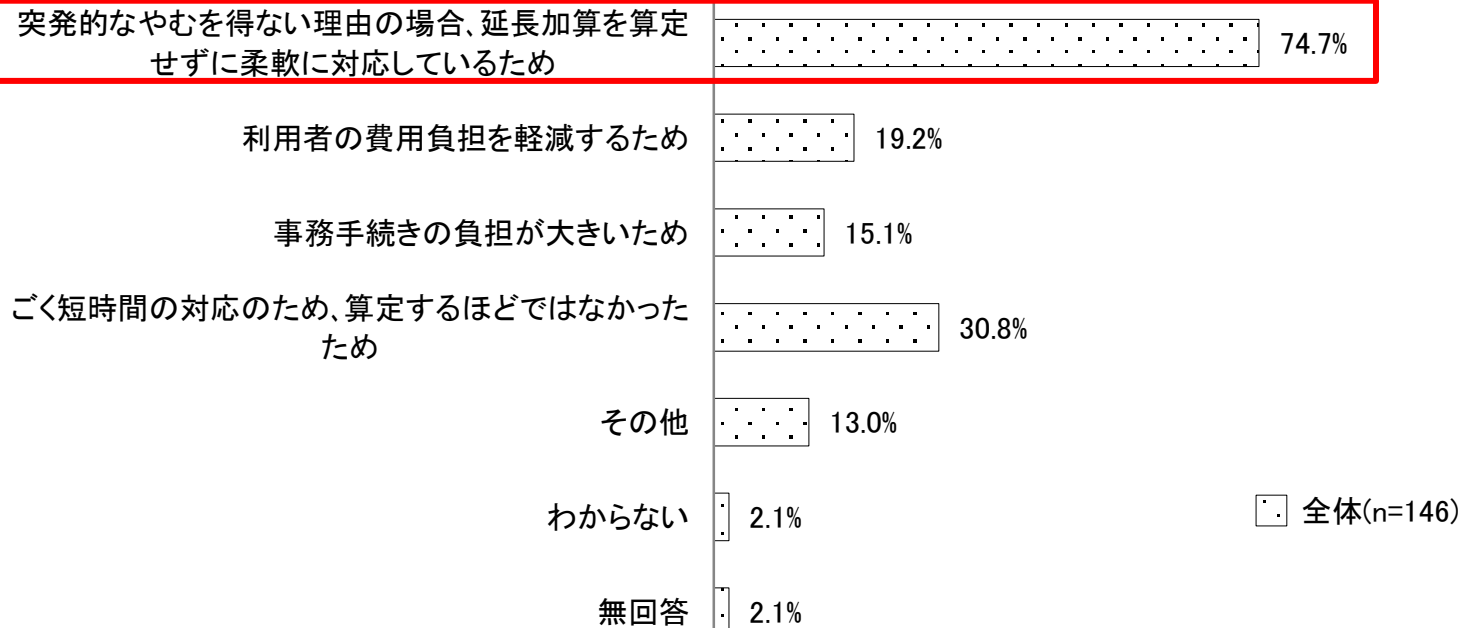
延長サービスの対応の状況

○ 直近半年で延長加算を算定せずに延長に対応した事業所について、加算を算定せずに対応した理由として多いものとしては、「突発的なやむを得ない理由の場合、延長加算を算定せずに柔軟に対応しているため」（74.7%）、「ごく短時間の対応のため、算定するほどではなかったため」（30.8%）であった。

延長加算を算定せずに延長に対応した経験の有無



延長加算を算定せずに延長に対応した理由



通所介護の算定状況

社保審－介護給付費分科会

資料 1

第258回 (R 8.6.15)

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
通所介護						
高齢者虐待防止措置未実施減算(3時間以上9時間未満)	-1/100	-110	15.0	0.1%	-	-
業務継続計画未策定減算(3時間以上9時間未満)	-1/100	-51	7.0	0.1%	-	-
感染症災害3%加算	+3/100	10	0.0	0.0%	1	0.0%
延長加算(9時間以上10時間未満の場合)	+50単位	642	13.0	0.1%	369	1.5%
延長加算(10時間以上11時間未満の場合)	+100単位	357	4.0	0.0%	136	0.6%
延長加算(11時間以上12時間未満の場合)	+150単位	423	3.0	0.0%	49	0.2%
延長加算(12時間以上13時間未満の場合)	+200単位	23	0.0	0.0%	9	0.0%
延長加算(13時間以上14時間未満の場合)	+250単位	290	1.0	0.0%	9	0.0%
共生型サービス生活介護減算	× 93/100	-419	1.0	0.0%	-	-
共生型サービス自立訓練減算	× 95/100	-15	0.0	0.0%	-	-
共生型サービス児童発達支援減算	× 90/100	-	-	-	-	-
共生型サービス放課後等デイサービス減算	× 90/100	-	-	-	-	-
生活相談員配置等加算*	1日につき+13単位	48	4.0	0.0%	53	0.2%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算*	+5/100	946	3.0	0.0%	303	1.3%
入浴介助加算(Ⅰ)*	1日につき+40単位	330,559	8,264.0	61.5%	21,842	89.8%
入浴介助加算(Ⅱ)*	1日につき+55単位	41,666	758.0	5.6%	2,959	12.2%
中重度者ケア体制加算*	1日につき+45単位	115,006	2,556.0	19.0%	3,864	16.0%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき+100単位 (3月に1回を限度)	1	0.0	0.0%	4	0.0%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき+200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、 1月につき+100単位	7,184	67.0	0.5%	1,362	5.6%
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ*	1日につき+56単位	200,229	3,576.0	26.6%	11,520	47.4%
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ*	1日につき+76単位	300,858	3,958.0	29.4%	7,782	32.0%
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき+20単位	10,438	522.0	3.9%	8,717	35.9%

(注1) *は日数を算定

(注2)「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4)色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成 58